

青森県立青森高等学校同窓会会則

昭和25年9月2日制定
昭和41年8月21日改正
昭和42年9月2日改正
昭和52年8月20日改正
昭和58年8月20日改正
昭和63年8月20日改正
平成4年8月15日改正
平成7年8月19日改正
平成15年8月16日改正
令和3年8月14日改正

第1章 総 則

- 第1条 本会は、青森県立青森高等学校同窓会と称する。
第2条 本会は、会員相互の親睦と母校の発展を助成することを目的とする。
第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)同窓生親睦会の開催 (2)会報の発行 (3)会員名簿の管理
(4)その他本会の目的を達成するために必要な事業
第4条 本会は、事務局を青森高等学校内に置く。

第2章 会 員 及 び 役 員

- 第5条 本会の会員は次の2種類とする。
(1) 正会員
(イ)青森県立青森高等学校卒業生並びに青森県立青森中学校卒業生・同青森高等女学校卒業生・同青森女子高等学校卒業生・同青森高等学校併設中学校卒業生・同青森女子高等学校併設中学卒業生。
(ロ)上記学校に在学したことのある者で、入会の手続きを取った者。
(2) 特別会員 上記学校職員及び職員であった者。
第6条 本会に次の役員を置く。
(1)会長1名 (2)副会長若干名 (3)理事若干名 (4)監事5名以内
第7条 会長・副会長・監事は、総会において会員の中から選任する。理事は、会員の中から会長がこれを委嘱する。
第8条 役員任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げないものとする。
第9条 本会は、円滑な会運営のために顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第3章 会 務

- 第10条 会長は本会を代表して会務を総理し、会議の場合議長となる。
第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
第12条 理事は会務を執行する。
第13条 監事は事業及び会計を監査する。
第14条 役員会は、会長・副会長・理事・監事をもって構成し、会務を審議する。尚、校長は役員会に出席し、意見を述べることができる。役員会は会長が召集する。
第15条 会長は、必要と認めるときには会員の中から委員を選任し、委員会に必要事項を審議させることができる。
第16条 本会の総会は、決算終了後3ヶ月以内に開催する。
第17条 会議の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

第4章 会 計

- 第18条 正会員は入会に際し、終身会費として金 5,000 円を納入するものとする。
第19条 本会の事業経費は、終身会費・寄付金・その他をもってこれにあてる。
第20条 本会の会計は、事務局がこれにあたる。
第21条 本会の会計年度は6月1日より、翌年5月31日までとする。

第5章 地 区 同 窓 会

- 第22条 各地区(職域を含む)には、その地区に在住する会員の希望によって、地区同窓会を設けることができる。
第23条 地区同窓会を設置した場合は、本会事務局へ地区同窓会会則・役員及び会員名簿・事務局所在地及び責任者等を登録する。

付 則

- 1 本会会則の変更は総会の決議を要する。
- 2 本会会則は、令和3年8月14日から施行する。